

## 川本さんボーナスカット裁判の最高裁上告棄却に対する見解

最高裁判所は11月6日、川本さんのボーナスカット裁判に対して上告棄却及び上告を受理しない通知を送付してきた。理由を何ら付さない極めて不当判決そのものだ。

この裁判は、2018年1月11日に、会社の恣意的に行われたボーナスカットに対して、川本さんが怒りを持って東京地方裁判所に提訴したのがはじまりである。

第一審では、管理者5名と人事課長を証言台に立たせ、恣意的な注意指導と曖昧な判断基準を浮き彫りにした。

第二審では、新幹線の全運転士の中で、日常的に運転整備の確認をされるのは東京第一運輸所の運転士だけだ。これで公平・公正といえるのか、と訴えた。

いずれの判決も、私たちの主張を無視し一方的に会社の言い分だけを認めた不当なものであったため、納得いかない川本さんが怒りを持って上告したのである。

私たちは、最高裁で上告が棄却されたが今回の裁判闘争では数多くの成果を勝ち取ることができた。当該分会の東京第一運輸所では、運転整備の立ち合いはなくなってはいないが、パワハラまがいの注意指導や退出点呼時での報告書の記載強要は完全になくなった。

さらに、今回の裁判闘争を通じてJR東海労全体で長年にわたり闘ってきた、会社による不当なボーナスカット攻撃を粉砕してきたことは、なによりも大きな成果である。

この裁判闘争に対して、JR東海労の仲間をはじめ、多くの他労組組合員からの暖かい御支援と御協力があり、闘いを創り出すことができたことはいままでのない。

川本さん自身も大きく成長し、前を向いて日々会社に対し闘っている。今日まで支えて頂いたすべての仲間に感謝を申し上げる。

私たちJR東海労は、この最高裁の不当な判断に対し怒りをもって強く抗議するとともに、職場からのさらなる闘いに邁進するものである。

2020年11月9日  
JR東海労働組合中央本部  
新幹線地方本部  
東京第一運輸所分会